令和7年
(2025年)
7／1 号
参議院議員選挙
特集号

広報 ひがしくるめ

みんないきいき　活力あふれる　湧水のまち

選挙権年齢は
18歳以上です

発行／東久留米市　　編集／企画経営室秘書広報課
〒203-8555 東久留米市本町3-3-1　☎042・470・7777(代)
■東久留米市ホームページ
https://www.city.higashikurume.lg.jp/
東久留米市　検索

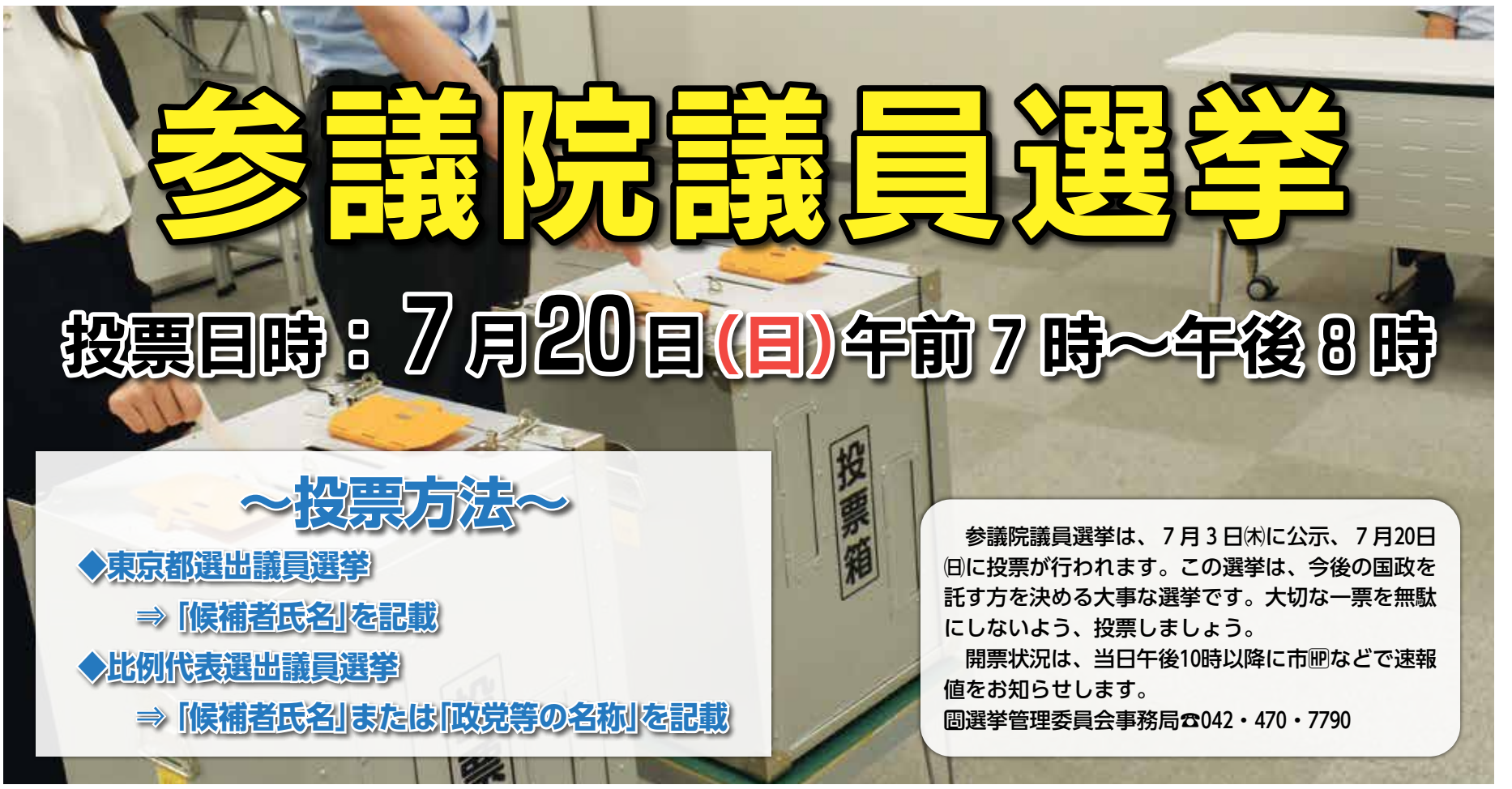

参議院議員選挙

投票日時：7月20日(日)午前7時～午後8時

～投票方法～

◆東京都選出議員選挙
⇒「候補者氏名」を記載

◆比例代表選出議員選挙
⇒「候補者氏名」または「政党等の名称」を記載

参議院議員選挙は、7月3日㈭に公示、7月20日㈰に投票が行われます。この選挙は、今後の国政を託す方を決める大事な選挙です。大切な一票を無駄にしないよう、投票しましょう。

開票状況は、当日午後10時以降に市HPなどで速報値をお知らせします。

問選挙管理委員会事務局☎042・470・7790

今回の選挙で投票できる方

東久留米市で投票できる方は、満18歳以上(平成19年7月21日以前に生まれた方)で、東久留米市の選挙人名簿に登録されている方です。

今回の選挙で新たに登録される方は、7年4月2日までに住民基本台帳法に基づく転入の届け出をし、引き続き東久留米市に住所を有する方(新住所地で登録)、または7年3月2日以降に転出した方のうち、旧住所地の市区町村において、住民票が作成された日から引き続き3カ月以上、住民基本台帳に記録されていた方であって、転出後4カ月を経過しない方(旧住所地で登録)です。

市HP

投票区・投票所は、投票所入場整理券に記載されています。

東久留米市における選挙の情報について、詳細は市HPをご覧ください。

期日前投票は7月4日㈮～7月19日㈯

投票日当日、仕事やレジャーなどの用事で投票所に行くことができないと見込まれる方は、**期日前投票**をご利用ください。

日時

7月4日㈮～7月19日㈯午前8時半～午後8時

※期日前投票および不在者投票のいずれも、公示日(7月3日㈭)の翌日からの投票となりますので、ご注意ください。

場所

期日前投票所＝市役所2階204・205会議室
※7月19日㈯のみ市役所1階

手続き

郵送される「投票所入場整理券」の裏面にある「期日前投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記載の上、ご持参いただくと、スムーズに投票へご案内することができます(右図参照)。

なお、投票期間内で「投票所入場整理券」がお手元に届く前に投票する場合は、市HPから「期日前投票宣誓書兼請求書」をダウンロードして記載の上、ご持参いただくか、期日前投票所へお越しいただき、備え付けの「期日前投票宣誓書兼請求書」に記載していただくことで、投票することができます。

※投票日当日に投票所で投票する方は、「投票所入場整理券」裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」への記載は不要です。

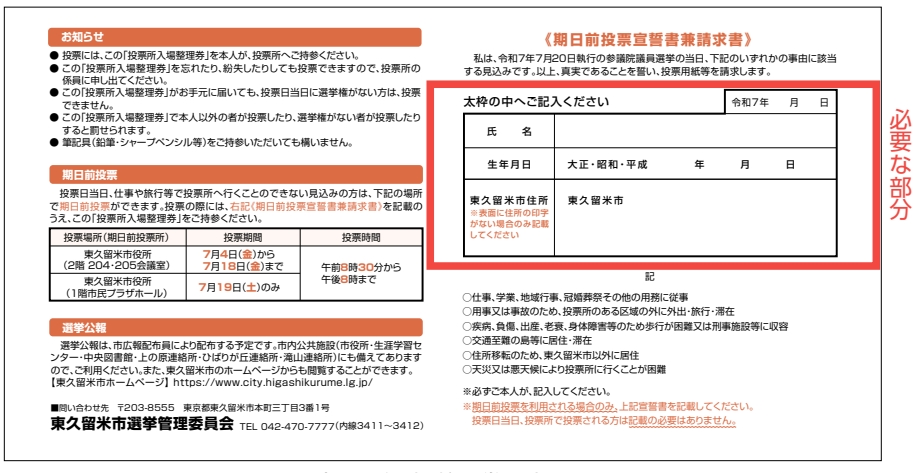

お知らせ
● 投票には、この「投票所入場整理券」を本人が、投票所へご持参ください。
● この「投票所入場整理券」を忘れたり、紛失したりしても投票できますので、投票所の係員に申し出てください。
● この「投票所入場整理券」がお手元に届いても、投票日当日に選挙権がない方は、投票できません。
● この「投票所入場整理券」で本人以外の者が投票したり、選挙権がない者が投票したりすると罰せられます。
● 筆記具(鉛筆・シャープペンシル等)をご持参いただいても構いません。

期日前投票
投票日当日、仕事や旅行等で投票所へ行くことのできない見込みの方は、下記の場所で期日前投票ができます。投票の際には、右記(期日前投票宣誓書兼請求書)を記載のうえ、この「投票所入場整理券」をご持参ください。

投票場所(期日前投票所)	投票期間	投票時間
東久留米市役所(2階 204・205会議室)	7月4日(金)から7月18日(金)まで	午前8時30分から午後8時まで
東久留米市役所(1階市民プラザホール)	7月19日(土)のみ	

選挙公報
選挙公報は、市広報配布員により配布する予定です。市内公共施設(市役所・生涯学習センター・中央図書館・上の原連絡所・ひばりが丘連絡所・滝山連絡所)にも備えてありますので、ご利用ください。また、東久留米市のホームページからも閲覧することができます。
【東久留米市ホームページ】https://www.city.higashikurume.lg.jp/

■問い合わせ先　〒203-8555　東京都東久留米市本町三丁目3番1号
東久留米市選挙管理委員会 TEL 042-470-7777(内線3411～3412)

《期日前投票宣誓書兼請求書》
私は、令和7年7月20日執行の参議院議員選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

太枠の中へご記入ください　令和7年　月　日

氏　名	
生年月日	大正・昭和・平成　年　月　日
東久留米市住所 ※表面に住所の印字がない場合のみ記載してください	東久留米市

記
○仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
○用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
○疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
○交通至難の島等に居住・滞在
○住所移転のため、東久留米市以外に居住
○天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

※必ず本人が、記入してください。
※期日前投票を利用される場合のみ、上記宣誓書を記載してください。
投票日当日、投票所で投票される方は記載の必要はありません。

◀期日前投票の際に、記載が必要な部分

投票所入場整理券の裏面

参議院議員選挙の記事は2面へ続きます

参議院議員選挙　投票日時：7月20日(日)午前7時～午後8時

問選挙管理委員会事務局☎042・470・7790

来場時のお願い

①投票所・開票所の駐車スペースは歩行困難者優先ですので、車での来場はご遠慮ください(駐車場のない投票所も一部あります)。

②ペットを連れての投票はご遠慮ください。

投票の流れ

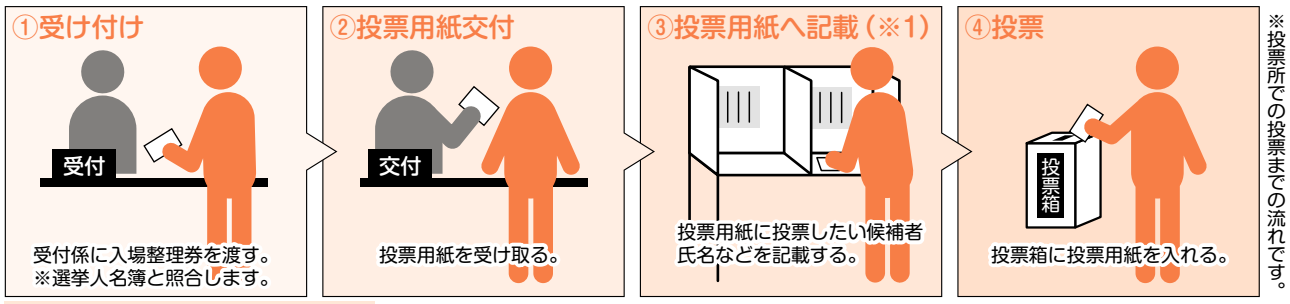

※投票所での投票までの流れです。

★参議院議員選挙では、④が終わるともう一回②～④と進みます。

※1　1回目＝東京都選出議員選挙⇨「候補者氏名」を記載
2回目＝比例代表選出議員選挙⇨「候補者氏名」または「政党等の名称」を記載

候補者の政見放送などは選挙公報で

候補者の経歴・政見などを掲載した選挙公報は、東京都から納品され次第全戸配布します。また、都選挙管理委員会HPでもご覧になれます。

投票所入場整理券をお忘れなく

「投票所入場整理券」を世帯ごとに封書で郵送します。世帯全員の「投票所入場整理券」が入っていますので、必ず本人のものであることを確認の上、持参してください。

入場整理券を紛失した方や届かなかった方でも、選挙人名簿に登録された資格者であれば投票できますので、本人確認書類を持参の上、投票所の係員にお申し出ください。なお、期日前投票も同様です。

※投票区・投票所は同整理券に記載されています。

開票はスポーツセンターで

開票は、7月20日㈰午後9時からスポーツセンターで行います。参観を希望する方は、当日受け付けにお申し出ください。

※開票状況は、当日午後10時以降、市HPなどで速報値をお知らせします。

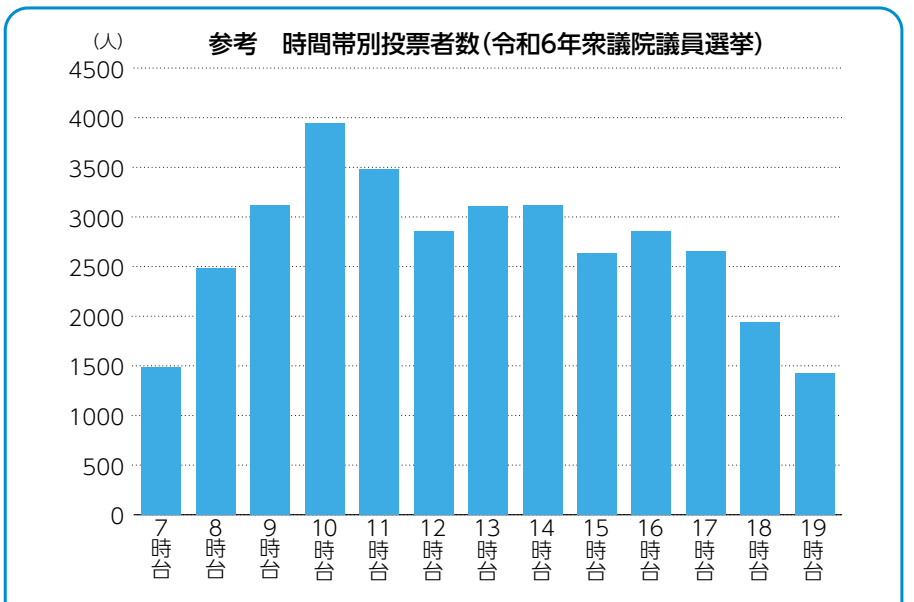

※午前9時～正午が混雑しますので、その時間帯を避けるなど混雑緩和にご協力をお願いします。

不在者投票

■他の市区町村での不在者投票

出張などで市外に滞在中の方は、事前手続きをしていただくことで、滞在先の市区町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

■指定施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホームなどに入院・入所している方は、不在者投票をすることができます。

■郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳などをお持ちの方で、下表1に該当する方は、自宅などで投票用紙に記載し、郵送する方法で投票できます。

また、下表1に該当し、かつ下表2に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票できます。代理記載人となるには、手続きが必要となりますので、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

郵便投票を希望する方は、選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」の交付を受けてから7月16日㈫までに、所定の請求用紙で投票用紙を請求してください。証明書の申請や投票用紙の請求は、郵便や代理人でもできますが、投票手続きなどに日数がかかりますので、早めにお申し込みください。

表1　郵便などによる不在者投票ができる方

手帳などの種類	障害名など	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫機能・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2　代理記載人による投票ができる方

手帳の種類	障害の種類	等級など
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

住所を異動した場合の投票

■市内転居した方

▼7年6月5日以前に転居の届け出をした方
新住所地の投票所で投票となります。

▼7年6月6日以降に転居の届け出をした方
旧住所地の投票所で投票となります。

■転入した方

▼7年4月3日以降に他の市区町村から東久留米市に転入の届け出をした方は、東久留米市では投票できません。前住所地の選挙人名簿に登録されている方は前住所地で投票を行うことができますが、前住所地を転出した日から4カ月が経過すると投票ができません。前住所地の選挙管理委員会にご確認ください。

■転出した(する)方

7年4月3日以降に東久留米市から他の市区町村に転出の届け出をした方は、新住所地で投票することはできません。前住所地である東久留米市の選挙人名簿に登録されている方は東久留米市で投票できますが、転出した日から投票日までに4カ月が経過すると抹消されますのでご注意ください。詳細は選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

代理投票・点字投票

手などが不自由で文字を書くことができない方には「代理投票」(投票所の係員が代理で筆記する方法)があります。また、目の不自由な方には「点字投票」(点字器が各投票所に備えてあります)の制度があります。投票所(または、期日前・不在者投票所)で係員にお申し出ください。

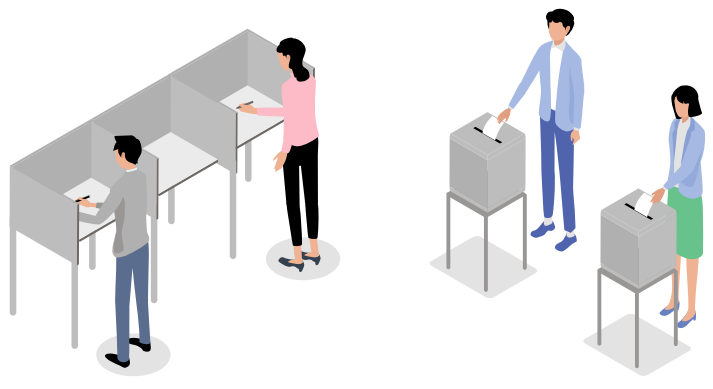

凡例　日日時　場場所　内内容　対対象　定定員　師講師　費費用　持持ち物　注ご注意　他その他　申申し込み　問問い合わせ　HPホームページ　✉電子メール